

沖縄県立芸術大学における日本学生支援機構奨学生適格認定実施要領

令和4年12月7日

沖芸大要領第17号

1 趣旨

この要領は、日本学生支援機構の定める奨学生の適格認定に関する施行細則第5条第2項適格基準の細目及び適格認定処理要領に基づき、沖縄県立芸術大学における適格認定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 認定年度における標準修得単位数

(1) 卒業・修了要件単位数を最短修業年限で除した単位数を年間の標準的な修得単位数とする。

ただし、長期履修学生については、当該学生の長期履修期間を踏まえて算出する。

- ① 学部 31単位
- ② 大学院修士課程 15単位
- ③ 大学院博士課程 4単位

(2) 奨学生の修得単位数の算定にあたっては、卒業・修了要件単位数（自由科目、教職科目、博物館科目の修得単位数は算入しない。）の計とする。

3 成績評価の指標にかかる算定方法

成績評価については、次に定める成績評価換算表によりGPAを算出する。

算定にあたり、修得単位数は、卒業・修了要件単位数（自由科目、教職科目、博物館科目の修得単位数は算入しない。）とする。

4段階評価の学生は、素点から秀に値するものを換算し、5段階評価にあわせて算出する。

成績評価換算表（修得単位数1単位を基準とする。）

評語	秀(S)	優(A)	良(B)	可(C)	不可(F)
GP	4	3	2	1	0

(修得登録科目のGP×当該科目の単位数)の総和

GPA = $\frac{\text{-----}}{\text{-----}}$

履修登録総単位数

4 学修の意欲の判断方法

認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合を算出し、その割合によって学修意欲の判断をおこなう。

算定方法は次のとおりとし、ここでいう単位数は、卒業・修了要件単位数（自由科目、教職科目、博物館科目の修得単位数は算入しない。）とする。

また、不可単位数には、履修を中止するも履修登録を削除していない授業科目にかかる評価（不可）も算入する。

$$\text{不可割合} = (\text{不可単位数}) \div (\text{履修登録単位数})$$

5 貸与奨学生適格基準の細目

(1) 学部

- ① 「廃止」区分の「修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者」とは、認定年度における修得単位数が3単位以下の者とする。
- ② 「警告」区分の「修得単位数が標準的な修得単位数の1/2以下の者」とは、認定年度における修得単位数が15単位以下の者とする。
ただし、学部履修規程第9条第3項に定める姉妹校派遣留学生に該当する場合にはこの限りでない。
- ③ 「警告」区分の「学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者」とは、成績評定平均2.0未満の者とする。
- ④ 「警告」区分の「学修の意欲に欠ける者」とは、認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合が5割以上の者とする。

(2) 大学院修士課程

- ① 「廃止」区分の「学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者」とは、認定年度において修得単位数が皆無の者とする。
- ② 「警告」区分の「修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者」とは、認定年度における修得単位数が7単位以下の者とする。ただし、長期履修学生については、この限りではない。
- ③ 「警告」区分の「学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者」とは、成績評定平均2.0未満の者とする。
- ④ 「警告」区分の「学修の意欲に欠ける者」とは、認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合が5割以上の者とする。

(3) 大学院博士課程

- ① 「廃止」区分の「学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者」とは、認定年度において修得単位数が皆無の者とする。
- ② 「警告」区分の「修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者」とは、認定年度における修得単位数が2単位以下の者とする。ただし、長期履修学生については、この限りではない。
- ③ 「警告」区分の「学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者」とは、成績評定平均2.0未満の者とする。
- ④ 「警告」区分の「学修の意欲に欠ける者」とは、認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合が5割以上の者とする。

6 給付奨学生適格基準の細目

- (1) 「廃止」区分の「修得単位（科目）数が標準的な修得単位（科目）数の1/2以下の者」とは、認定年度における修得単位数が単位以下の者と1.5する
ただし、学部履修規程第9条第3項に定める姉妹校派遣留学生に該当する場合にはこの限りでない。
- (2) 「廃止」区分の「やむを得ない事由」の判定については、成績不振に陥った事由が、本人及び家族の病気等の療養・介護の他、被災、事故や事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）等、本人の努力不足とはいえない事情がある場合に、書面による奨学生本人の申し出に基づき、指導教員又は担当教員による面接を行い、指導教員等の面接所見を勘案したうえで、副学長決裁により行う。
- (3) 「廃止」区分の「学修の意欲に欠ける者」とは、認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合が5割以上の者とする。
- (4) 「警告」区分の「習得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である者」とは、認定年度における修得単位数が1.8単位以下の者とする。
ただし、学部履修規程第9条第3項に定める姉妹校派遣留学生に該当する場合にはこの限りでない。
- (5) 「警告」区分の「学修の評価内容が他の学生に比べて劣っている者」とは、GPAをもとにした所属学部・年次におけるGPA下位1/4以下の者とする。
- (6) 「警告」区分の「学修の意欲が低い者」とは、認定年度における履修登録単位数に占める不可の割合が2割以上の者とする。

7 その他

この要領の改廃は、大学学生委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この実施要領は、令和4年12月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この実施要領は、令和5年3月29日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年7月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

参考

▼貸与奨学生の適格基準の細目

区分	学部	大学院
廃止	1 学業成績が次のいずれかに該当する者 (1) 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者→[原級留置者、修業年限の終期までの登録上限値を超える要修得単位を残す者] (2) 当該年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない者 →[修得単位数3単位以下の者]	学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者 →[修得単位数が皆無の者]
	2 次のいずれかに該当する者 (1) 「貸与奨学金継続願」未提出者(虚偽申告含む) (2) 退学・除籍の処分を受け、学籍を失った者(授業料未納による除籍は除く) (3) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当である者 (4) その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない者	同左
	3 経済状況により、引き続き貸与奨学金の貸与が必要と認められない者	同左
	4 次のいずれかに該当する者 (1) 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない者 (2) 停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した者 (3) 学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない者	同左
停止	1 学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者	同左
	2 廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る)	同左
	3 停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがある者	同左
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)又は(2)に該当する者の	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)に該当する

	<p>うち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても卒業延期とならない者その他 当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が標準的な修得単位数の1/2以下の者 →[修得単位数15単位以下の者]</p> <p>(2) 学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者</p> <p>(3) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 →[成績評定平均2.0未満の者]</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者 →[当年度の履修登録単位数に対する不可の割合 5割以上]</p>	<p>者のうち、次年度以降の修得単位数が当年度と同数程度であっても修了の延期とならない者、その他当年度の修得単位数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者 →[(年間の標準修得単位数 1/2 以下) 修士:修得単位数7単位以下の者、 博士:修得単位数2単位以下の者] ただし、長期履修学生についてはこの限りではない。</p> <p>(2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく怠っている者 →[成績評定平均2.0未満の者]</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者 →[当年度の履修登録単位数に対する不可の割合 5割以上]</p>
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者	同左
復活	停止の事由がなくなった(卒業延期が確定したこと又は卒業延期の可能性が極めて高いことにより停止の処置を受けている者にあつては、当該延期後の卒業又は修了予定日に卒業又は修了できる見込みがある場合に限る。)と認められ、かつ、貸与奨学金の交付再開を願い出た者	同左

▼給付奨学生の適格基準の細目

区分	学部
廃止	<p>1 学業成績が次のいずれかに該当し、当該学業成績がやむを得ない事由によるものでない又は成業の見込みがない者</p> <p>(1) 修業年限で卒業できないことが確定した者 →[原級留置者、修業年限の終期までの登録上限値を超える要修得単位を残す者]</p> <p>(2) 当該年度の修得単位数が標準的な修得単位数の1/2以下の者 →[修得単位数15単位以下の者]</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者→[当該年度の履修登録単位数に対する不可の割合 5割以上]</p>
	<p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 退学・除籍の処分を受け、学籍を失った者(授業料未納による除籍は除く)</p> <p>(2) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する者(停止区分(4)に該当する場合を除く)</p>

	(3) 学校内外の規律を著しく乱し、3ヶ月以上の停学の処分を受けた者
停止	次のいずれかに該当する者 (1) 「給付奨学金継続願」未提出者(虚偽申告者含む) (2) 学校内外の規律を著しく乱し、3ヶ月未満の停学の処分を受けた者 (3) 訓告処分を受けた者 (4) 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する者のうち、2回目の警告が警告区分の(2)の基準にのみ該当する者。(ただし、3回連続で警告となった場合を除く。)
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者 (1) 習得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である者(廃止の区分に該当する者を除く) (2) 当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて劣っている者 →[所属学部・年次におけるGPA下位1/4以下の者] (3) 学修の意欲が低い者 →[当該年度の履修登録単位数に対する不可の割合 2割以上]
継続	廃止、停止又は警告に該当しない者